災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に係る補償基礎額等の改定について

☞**非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和７年政令第３７号。以下「改政令」という。)及び同政令第６条の２第１項の規定に基づく「総務大臣が定める金額」を改正する総務省告示(令和７年総務省告示第１１４号。以下「改告示」という。)の施行に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び介護補償額等を改定する。**

１ 内 容

1 趣 旨

〇区内で災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、区長等の指示により、応急措置の業務等に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、区は条例に基づき療養補償、休業補償、介護補償等の損害補償を行うこととなっている。なお、損害補償の額は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として算定する。
〇補償基礎額は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和３１年政令３３５号)で定める額とし、介護補償額は、同政令第６条の２第１項の規定に基づく「総務大臣が定める金額」としている。
〇令和７年４月１日に改政令及び改告示が施行されたことに伴い、条例で定める補償基礎額及び扶養親族がある場合における加算額を改定するほか、介護補償の最低保障額を改定する。

2 改定内容

〇補償基礎額（日額）の改定　第６条第２項関係

	現行額	改定額	増減額
最低額	９，１００円	９，７００円	６００円
最高額	１４，２００円	１４，５００円	３００円

■補償基礎額（日額）の加算額（扶養状況に応じて補償基礎額に加算される金額）　第６条第３項関係

号	第１号	第２号	第３号	第４号	第５号	第６号
区分	配偶者	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現行額	217円	333円	217円			
改定額	100円	383円	変更なし			
増減額	▲117円	50円	-			

〇介護補償額（月額）の改定　第１０条の２第２項関係

区分		現行額	改定額	増減額
常時介護	最高限度額	１７７，９５０円	変更なし	－
	最低保障額	８１，２９０円	８５，４９０円	４，２００円
随時介護	最高限度額	８８，９８０円	変更なし	－
	最低保障額	４０，６００円	４２，７００円	２，１００円

２　改正を要する条例

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例
（昭和３８年３月中央区条例第１５号）

３　施行年月日等

施行年月日：公布の日
適用年月日：令和７年４月１日（第６条第３項第１号の扶養に係る補償基礎額の加算額の改正規定を除く。）